

## 資料① 土地家屋調査士 懲戒処分事例集

沖縄県土地家屋調査士会  
平成25年度 第1回業務研修会

総務部長 金城行男  
業務部長 伊波学  
研修部長 伊盛進

## 業務研修会次第

- 1.懲戒処分に関する業務研修会の目的
- 2.土地家屋調査士法の懲戒に関する規定の確認
- 3.土地家屋調査士等に対する懲戒処分に関する訓令について
- 4.土地家屋調査士と被処分者の年齢構成及び業務歴構成のデータ比較

### 5.事例紹介

- 5-1.公文書偽造-事例01
- 5-2.本人確認義務違反-事例22
- 5-3.不当誘致行為-事例33
- 5-4.筆界確認義務違反-事例29
- 5-5.登記申請意思確認義務違反-事例17
- 5-6.会則違反-事例36
- 5-7.職務上請求用紙の不正使用等-事例12
- 5-8.他人による業務の取扱い-事例04
- 5-9.業務外行為-事例40
- 5-10.本人確認義務違反-事例24
- 5-11.未登録補助者の使用-事例27

## 1. 懲戒処分に関する業務 研修会の目的

### ①.土地家屋調査士懲戒処分事例総数

土地家屋調査士懲戒処分事例総表

処分の種類	単位：件	
	平成20年4月1日～ 平成24年3月31日	平成17年4月1日～ 平成20年3月31日
業務禁止	4	7
業務停止	1年以上	9
	1年未満～6か月	7
	6か月未満～3か月	8
	3か月未満～1か月	27
	1か月未満	10
戒告	25	21
計	98	99

## ②.業務研修会の目的

土地家屋調査士は下記に抜粋した法令にあるように当然に知っているものとして注意する事項が沢山あります。

「知らなかった、知っていたなら行わなかった。」ではすまされません。

よって、今回の業務研修の目的は、ベテランや中堅の方々には復習としての学習の場、新人の方々には今後知らなかったではすまされない事への学習の場としております。

懲戒処分に関係してくる法令等（抜粋）

### 土地家屋調査士法

（職責）

第二条 土地家屋調査士（以下「調査士」という。）は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

（帳簿及び書類）

第二十一条 調査士は、法務省令の定めるところにより、業務に関する帳簿を備え、且つ、関係書類を保存しなければならない。

（依頼に応ずる義務）

第二十二条 調査士は、正当な事由がある場合でなければ、依頼（第三条第一項第四号及び第六号（第四号に関する部分に限る。）に規定する業務並びに民間紛争解決手続代理関係業務に関するものを除く。）を拒んではならない。

（虚偽の調査、測量の禁止）

第二十三条 調査士は、その業務に関して虚偽の調査又は測量をしてはならない。

（会則の遵守義務）

第二十四条 調査士は、その所属する調査士会及び調査士会連合会の会則を守らなければならない。

### 土地家屋調査士法施行規則

（他人による業務取扱いの禁止）

第二十二条 調査士は、他人をしてその業務を取り扱わせなければならない。

（補助者）

第二十三条 調査士は、その業務の補助をさせるため補助者を置くことができる。

2 調査士は、補助者を置いたときは、遅滞なく、その旨を所属の調査士会に届け出なければならない。補助者を置かなくなつたときも、同様とする。

3 調査士会は、前項の規定による届出があつたときは、その旨をその調査士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長に通知しなければならない。

**(依頼誘致の禁止)**

第二十四条 調査士は、不当な手段によつて依頼を誘致するような行為をしてはならない。

**(依頼の拒否)**

第二十五条 調査士は、依頼（法第三条第一項第四号及び第六号（第四号に関する部分に限る。）に規定する業務並びに民間紛争解決手続代理関係業務に関するものを除く。）を拒んだ場合において、依頼者の請求があるときは、その理由書を交付しなければならない。

2 調査士は、法第三条第一項第四号若しくは第六号（第四号に関する部分に限る。）に規定する業務又は民間紛争解決手続代理関係業務についての事件の依頼を承諾しないときは、速やかに、その旨を依頼者に通知しなければならない。

.

.

**(書類等の作成)**

第二十六条 調査士は、依頼者に交付し、又は官庁に提出すべき書類（民間紛争解決手続代理関係業務に関するものを除く。）を作成したときは、その書類の末尾又は欄外に記名し、職印を押さなければならない。

2 調査士は、依頼者又は官庁に提供する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成したときは、当該電磁的記録に、職名及び氏名を記録し、かつ、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名であつて、連合会が発行する当該電子署名に係る電子証明書又は連合会が提供する情報に基づき発行された当該電子署名に係る電子証明書（法務大臣が指定するものに限る。）により当該電子署名を行つた者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明することができるものに限る。）を行わなければならない。

3 前項の指定は、告示してしなければならない。

.

.

**(領収証)**

第二十七条 調査士は、依頼者から報酬を受けたときは、領収証正副二通を作成し、正本は、これに記名し、職印を押して依頼者に交付し、副本は、作成の日から三年間保存しなければならない。

2 前項の領収証には、受領した報酬額の内訳を詳細に記載しなければならない。

**(事件簿)**

第二十八条 調査士は、連合会の定める様式により事件簿を調製しなければならない。

2 事件簿は、その閉鎖後五年間保存しなければならない。

.

.

**沖縄県土地家屋調査士会会則****(品位保持等)**

第87条 会員は常に調査士としての品位を保持し、信用の昂揚を図り、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実に業務を行わなければならない。

**(会則等の遵守義務)**

第88条 会員は、本会の会則、規則、支部規則及び総会の決議並びに連合会会則を守り、本会の秩序の維持に努めなければならない。

2 会員は、本会の発する注意又は勧告に従うとともに、回答を求められた事項については、遅滞なく、これに回答しなければならない。

**(非調査士等との提携の禁止)**

第89条 会員は、調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者に、自己の名義を貸与する等他人をして調査士の業務を取り扱わせるよう協力し、又は援助してはならない。

その他、会則第9章に掲げる条文参照。

.

.